

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

富士見市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とします。となっており、現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】 保険年金課

国民健康保険制度は、国民皆保険制度を保持していくための社会保険制度の一つとして、相互扶助の考え方に立った制度であると認識しております。

その財源につきましては、本市の令和5年度国民健康保険特別会計予算を例にしますと、被保険者より、保険税として約2割と公費負担として約8割の財源で賄われております。他の保険者と比べても、多く公費が投入されており、誰もが安心して医療機関にかかれる制度となっていると考えております。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】 保険年金課

平成30年度の国民健康保険の制度改革により、各市町村は、埼玉県国民健康保険運営指針に基づき、国民健康保険を運営することとなりました。市町村国保の財政運営は、県が責任主体となり、国保加入者の医療費の全額は、県が交付する保険給付費等交付金により賄われることになっております。その財源として、国民健康保険事業費納付金の額が県において算定され、各市町村が納付金の納付をすることとなっております。

このようなことから、安定して健全な運営を行うため、保険税収を大事な歳入として確保する必要があり、税率については、運営指針に基づき、納付金の額等を踏まえながら決定していくことになるものと考えております。

② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行って

ください。

【回答】保険年金課

現在、市町村国保の財政運営は、都道府県が行い、被保険者サービスの提供は、段階的に県内同一水準にすることになっております。第3期の埼玉県国民健康保険運営方針では、法定外一般会計繰入金等の削減・解消を目指しており、国保財政の安定化を図るためにも、赤字を解消する必要があるとしております。

- ③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】保険年金課

第3期国保運営方針の骨子は、財政運営の安定化を図り、都道府県単位化の深化を図るため、法定外繰入れの着実な解消や保険税率水準の統一、医療費適正化の推進となっており、保険税水準の準統一に向け、課題や方向性を盛り込んでいくこととなります。

県内の水準を決める際には、埼玉県が市町村からの意見を受ける機会があるので、議論の動向を注視し、必要に応じて意見を述べていきたいと考えております。

- ④国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】保険年金課

国保税の均等割については、地方税法第703条の4により、応能割とは別に、被保険者に賦課される応益分として負担していただくこととしております。低所得等の事情のある被保険者については、応益分を軽減する仕組みとなっており、国保制度を支える重要な財源となっております。

少子化対策を対象とした支援については、子ども・子育て支援新制度による支援策が講じられておりますので、18歳までの均等割りをなくすことは考えておりません。

- (3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】保険年金課

本市の国保税賦課割合は、所得割（応能割）と均等割（応益割）を約6：4の割合で賦課しております。税率については、国民健康保険制度の維持と税負担の公平性の観点等を考慮し、検討してまいります。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】保険年金課

子どもの均等割の廃止は考えておりませんが、保険税全体として、富士見市国民健康保険税減免取扱要綱と照らし合わせ、被保険者の事情等を踏まえながら、判断していきたいと考えております。

- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 保険年金課

法定外繰入については、埼玉県国民健康保険運営方針において、決算補てん等目的の一般会計繰入は解消するべき赤字と定義しております。財政運営の主体が県であることを踏まえ、法定外の繰入は困難と考えております。

- ④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】 保険年金課

現在、本市の国民健康保険において、そのような基金はありません。

- (4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 保険年金課

被保険者証の交付については、法に則って交付しております。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 保険年金課

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点により、短期証の窓口留置きはしていません。

今後は、連絡が取れないなど、収税課で納付相談をしていただきたい方には、郵送ではなく、窓口にお越しいただくようご案内する場合があります。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 保険年金課

現在、資格証明書に該当する方はいません。

- (5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

- ① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答】 保険年金課

被保険者証とマイナンバーカードの一体化を盛り込んだ改正マイナンバー関連法案が、令和5年6月2日、参議院本会議で賛成多数で可決、成立しました。

老健施設・介護施設に入居している方やマイナ保険証を持たない市民については、新たに「資格確認証」を交付することを規定しており、原則、被保険者の申請に基づき、発行するものとなります。国は、保険者による職権交付を認めることも、予定しているとのことですので、国の動向を注視し、他市町村と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

- ② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。

【回答】 保険年金課

マイナンバー法等の一部改正法案の成立により、国民健康保険法が改正され、短期証は発行

しないこととなります。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】保険年金課

本市においては、平成26年4月1日より、富士見市国民健康保険税減免取扱要綱を制定しております。基準としては、現金・収入等の要件を緩和し、生活保護基準の最大1.3倍まで減免の対象を拡大しております。今後も、被保険者の事情等を踏まえながら、判断していきたいと考えております。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】保険年金課

窓口一部負担金の減免については、平成27年4月1日に富士見市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の事務取扱要綱を制定し、生活保護基準の1.3倍までの収入の方の入院医療について、減免を行うこととしております。今後も、被保険者の事情等を踏まえながら、判断していきたいと考えております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】保険年金課

引き続き、他自治体の申請書を参考にし、より簡便にできるよう検討してまいります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】保険年金課

医療機関には、国民健康保険以外の保険に加入している患者さんも多数来院されるため、医療機関の窓口で軽減申請の手続きは、困難と考えております。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】収税課

住民の生活状況、収入状況等を総合的に勘案した上で、納税相談を行い、個々の状況に応じた納税計画を立てていただいております。

生活支援についても、福祉政策課や生活サポートセンター等の関係部門へご案内しております。

また、財産調査や納税相談等に基づき、財産がないことや生活が困窮していることが明らかな場合には、滞納処分の執行停止をしております。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】収税課

法に基づき、滞納者の生活の維持に必要な財産、社会保障制度に基づく給付などの差押え禁止財産及び差押え禁止額に留意し、差押えを行っております。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】 収税課

法に基づき、滞納者の生活の維持に必要な財産、社会保障制度に基づく給付などの差押え禁止財産及び差押え禁止額に留意し、差押えを行っております。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】 収税課

滞納者の生活状況、収入状況等を総合的に勘案した上で、納税相談を行い、個々の状況に応じた納税計画を立てていただいております。

- (9) 傷病手当金制度を拡充してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】 保険年金課

コロナ禍を踏まえ、就労ができず収入が一定額減ってしまった方には、令和5年5月8日までの期間で、なおかつ、支給期間がその支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものについて、令和2年度より支給しておりました。

本制度については、新型コロナウイルス感染症が5類になったことで、他の疾患（インフルエンザ等）と同じ扱いとするため、令和5年5月8日で廃止となりました。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】 保険年金課

傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、国の財源により支給しておりましたが、新たな制度の創設は考えておりません。

- (10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】 保険年金課

富士見市国保運営協議会では、被保険者代表のうち1名を公募しております。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】 保険年金課

本市の国保運営協議会については、会議開催の周知や会議の公開等を行っております。

- (11) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】 保険年金課

令和3年度より、特定健診の被保険者負担分は無料となっております。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】健康増進センター、保険年金課

多く医療機関において、がん健診と特定健診が同時に受診できます。

③ 2023年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】保険年金課

令和3年度より、受診料の本人負担を無料にしております。受診率の目標達成のため、受診勧奨通知と電話勧奨に努めております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】保険年金課

保健予防事業に係わらず、個人情報の取扱いには、十分留意しております。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】財政課

令和4年度末現在高で、5,219,440,429円です。

② 高すぎる国保税を引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】保険年金課

財政調整基金については、一般会計で年度間の財源調整や大規模災害などの不測の事態が発生した際の活用が見込まれており、特別会計である保険税を引き下げるための財源としては、考えておりません。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】保険年金課

後期高齢者医療制度においては、高齢者医療を取り巻く環境や財政状況等を勘案し、法改正等が行われたものと考えております。今後においても、国の動向等を注視しつつ、後期高齢者医療広域連合や県、他市町村との連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】保険年金課

後期高齢者医療制度は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者となっており、市町村単独の軽減措置は、制度上困難と考えております。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】保険年金課

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、関係各課と連携をとり、実施してまいります。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】健康増進センター

埼玉県後期高齢者医療広域連合による「生活習慣病重症化予防に関する受診勧奨」では、生活習慣病の重症化を予防することを目的として後期高齢者健康診査を受診した方のうち、生活習慣病につながる因子に係る検査項目の結果が一定基準以上の方を対象として、受診勧奨を実施する事業があります。文書による受診勧奨のほか、特に重症化リスクが高い方については、市町村が電話や戸別訪問といった個別の介入を行い支援しております。

また、広域連合が実施する「健康長寿歯科健診の結果を活用したフレイル対策」についても、対象者には市町村が個別に介入を行い支援しております。

本市では、令和2年度から、埼玉県後期高齢者医療広域連合と委託契約を締結し、保険年金課と健康増進センターで連携を図りながら、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業実施に取り組んでおります。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】保険年金課、健康増進センター

高齢者健康診査については、令和2年度から、自己負担を無料としております。人間ドックは、従来と同様に、一部自己負担をお願いしております。

受診者の方に目的意識を持って受診していただくため、がん検診、歯科健診については、自己負担額を無料にする考えはございません。

なお、難聴検査につきましては、実施しておりません。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】高齢者福祉課

国の制度では、難聴の程度が「高度難聴」や「重度難聴」であり、身体障害者手帳を取得し、補聴器の必要性が認められる場合に、購入補助を受けることができます。「軽度難聴」や「中等度難聴」の方で、身体障害者手帳の対象外となる場合には、購入補助を受けることはできません。

加齢性難聴については、聞こえにくさが他者とのコミュニケーションを困難にし、閉じこもりや日常の活動が低下することで、認知症やうつ病の危険因子のひとつとなる可能性があると言われております。

こうした中、年齢を重ねることによる身体機能の低下は聴力だけではないということや、補聴器は医師や認定補聴器技能者などとの調整が必要な医療機器であることなどから、加齢性難聴者に対する補助や支援のあり方については、その実施効果も含め、見極める必要があると考えております。

以上のようなことから、現時点では、国や県などに、助成制度を求めることは考えておりません。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】健康増進センター

医療体制については、県の地域医療構想調整会議で病院数や病床数、医療機能の分化・連携を含めた体制整備を検討しております。そのため、病院再編・縮小を目的とする方針の撤回申し入れの予定はございません。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】健康増進センター

医療従事者への支援については、国や県で実施しております。医療体制の整備については、地域を限定して行うことは難しいと考えます。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】健康増進センター

感染拡大時は、他部署から応援職員を派遣し、人員体制を強化しております。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】健康増進センター

感染症対策については、県が主に実施しております。そのための保健所等の人員体制など、機能強化については、すでに国や県で実施しております。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】健康増進センター

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の分類で5類感染症となっており、他の疾患と同じく保険診療での検査となるため、社会的検査を実施する予定はございません。

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】健康増進センター

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の分類で5類感染症となっており、他の疾患と同じく保険診療での検査となるため、無料での検査を実施する予定はございません。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下

げによる利用率2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】高齢者福祉課

要介護1、2の総合事業への移行については、令和元年度の社会保障審議会介護保険部会において、「軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者への影響等を踏まえながら、引き続き検討を行うことが適当である」とされ、同部会で継続して議論されております。

要介護1、2の方については、認知症の初期の方も多く含まれており、こうした方は重度化予防対象者として専門的なケアを要しますので、要介護度のみをもって一律に総合事業に移行することについては、懸念を抱いております。

また、給付と負担の関係についても、昨今の物価高などの影響からの利用控えやそれによる重度化等の懸念もあるところですが、介護保険制度の改定に関しては、今後の審議状況を注視し、必要に応じて意見を申し上げていきたいと考えております。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】高齢者福祉課

第8期（令和3年度～5年度）の介護保険料は、第1号被保険者数及び認定者数の増加に伴う給付費の伸びを考慮し、基準額が268円増の5,412円となりました。なお、介護保険給付費準備基金から6億円を取り崩すことで、可能な限り保険料の上昇を抑制いたしました。

次期計画となる第9期（令和6年度～8年度）の第1号被保険者介護保険料については、計画期間中に必要となる介護給付費等のニーズ調査などを基に慎重に検討し、保険料基準額を推計してまいります。

また、昨今の厳しい経済情勢の中、被保険者からは介護保険料の負担が大きいのという声をいただいておりますので、これまでの考え方と同様に、介護保険給付費準備基金からの繰り入れによる保険料基準額の上昇の抑制を積極的に検討してまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】高齢者福祉課

令和5年度の介護保険料においては、消費税の増税分を財源とする低所得者保険料軽減を実施し、保険料段階が第1段階の方については、年間保険料額を32,400円から19,400円へ、第2段階の方については45,400円から32,400円へ、第3段階の方については、48,700円から45,400円へ軽減しております。

また、富士見市介護保険料減免基準に基づき、災害やその他特別な事情による収入の激減などにより、突発的に負担能力が低下した方や、生活が著しく困窮している方を対象とし介護保険料の減免を継続してまいります。

なお、減免制度については、生活に困窮している方や保険料の納付が困難な方からの申請により、個別に事情を伺った上で、資産や収入を調査し、減免の必要性を判断していく運用としてまいります。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】高齢者福祉課

在宅サービスでは、要介護度に応じて区分支給限度額が決められており、上限を超えた分は全額利用者の負担となります。様々な事情により、区分支給限度額を超えて、サービス利用をしている方がいることは認識しておりますが、介護保険制度の趣旨を鑑み、超過分の助成は困難であると考えております。引き続き、個別ケースごとに事情を伺うなど、適切な対応に努めてまいります。

なお、この区分支給限度額は、施設サービスを利用する場合には適用されません。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】高齢者福祉課

特定入所者介護サービス費（補足給付）については、高齢化が進む中で必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平化と制度の持続性を高める観点から、一定以上の収入・預貯金がある方に対して負担能力に応じた負担を求めるため、令和3年8月から見直しが行われました。

窓口においては、預貯金額が非常に少ない入所者のご家族等から、食費の負担が倍増してしまったというご相談が数件寄せられ、丁寧に対応させていただいております。

介護保険事業は、被保険者の皆様から納められた保険料を元に運営しておりますので、財源や公平性の観点から、対応は難しいと考えておりますが、窓口において、生活に困窮していると思われる方からの相談があった場合は、生活保護や境界層措置についての案内や説明を行っております。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】高齢者福祉課

令和3年8月から、介護保険施設等における居住費や食費の自己負担を軽減する特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）の要件が変更となり、一定以上の収入や預貯金がある方の負担限度額に変更がありました。これは、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、負担能力に応じた負担を求めるため、見直されたものです。既存の対象施設に対して、こうした見直しがあったことを考慮しますと、現在対象施設となっていない小規模多機能型居宅介護やグループホームについて、新たに助成対象とする制度の創設は、困難であると認識しております。

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】高齢者福祉課

令和2年度の給付費の決算額は、令和元年度の決算額を約1億7千万円上回り、さらに、令和3年度は、令和2年度の決算額を約1億9千万円上回るなど、介護給付費は年々増え続けており、全体のサービス利用者も増加しております。

これまで、利用者や職員が新型コロナウイルス陽性者となった場合の報告や相談はありますが、経営上の観点からの事業所運営等の相談は受けておりません。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した介護保険サービス事業所運営安定化給付金を各事業所に支給し、電気・ガス料金等の物価高騰の負担を軽減するなど、運営の安定化を図っております。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】高齢者福祉課

マスクや使い捨て手袋、消毒液については、令和2年度から数回にわたり、国や県が一括購入したものや寄付としていただいた物品を各介護事業所に対して配布してきました。また、ニーズの高いプラスチックガウンについては、令和3年度に地方創生臨時交付金を活用して市で購入し、訪問介護（ヘルパー）事業所等の介護事業所に対し定期的に配布しました。さらには、令和5年度には、医療と介護連携の会にて東入間医師会より、マスク・ガウン・手袋の物品提供の申し出があり、希望した訪問介護（ヘルパー）事業所に対し配布しております。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】高齢者福祉課、健康増進センター

施設に入所されている方や入所施設の従事者に対する新型コロナワクチン接種については、富士見医師会等との連携により進めているところです。また、県のワクチンバスによる出張接種を必要に応じて紹介しております。通所サービス利用者の方は、事業所内での接種が困難であるため、医療機関での接種をご案内しているところです。

PCR検査については、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の分類で5類感染症となり、他の疾患と同じく保険診療での検査となるため、公費で定期的に検査を実施する予定はございません。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】高齢者福祉課

特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護などの介護基盤の整備については、高齢者保健福祉計画に基づき、計画的に整備を進めており、第8期計画期間中に、広域型の特別養護老人ホームの整備を進める方向で、県や関係機関と調整を行っております。

しかしながら、施設の増設は、待機者の減少につながるものの、保険料の負担にもつながることから、今後も、中長期的な視点に立ち、計画的な整備を行ってまいりたいと考えております。

なお、小規模多機能型居宅介護については、市内の4事業所とも、登録定員に空きがあることから、利用者のサービス利用に支障は生じていないものと認識しております。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】高齢者福祉課

地域包括支援センターは、令和4年度から、職員配置をこれまでの4.5人体制から5人体制として体制強化に努めたことにより、土曜日の窓口開庁を実施しております。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】高齢者福祉課

本市では、介護人材確保を目的として初任者研修を実施し、資格取得とともに、市内介護事業所等への就労を支援しております。また、介護分野への参入促進・介護人材のすそ野を広げることを目的に、入門的研修も実施しており、介護人材の確保・増員につながるよう取り組んでおります。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】子ども未来応援センター、学校教育課（教育相談室）

子ども本人あるいは関係機関からヤングケアラーについての相談があった場合には、子ども本人と信頼関係を築くことに努め、関係部署と連携を図りながら、支援を行っております。

具体的な施策としては、ケアする対象が高齢者であれば高齢者福祉課、障がいのある方であれば障がい福祉課と連携し、それぞれの制度における家事支援に繋ぐ対応を行っております。子育て世代のうち、不適切な養育状態にある家庭や虐待のリスクを抱えており、特に支援が必要と判断される家庭などに対しては、家事・育児支援を行う養育支援訪問事業を実施しております。

さらに、令和5年度から開始した重層的支援体制整備事業の移行準備事業の中で、ヤングケアラーをはじめとした複合化・複雑化した課題を抱える世帯に対する支援体制の構築も検討しております。

また、教育委員会では、教育相談室に、独自にスクールソーシャルワーカーを配置し、市長部局が進めている重層的支援体制と連携した支援を行っております。

ヤングケアラーについては、教育相談室において、学校への巡回教育相談や、生徒指導訪問などを通じて、学校や児童生徒の状況を把握し、児童生徒の困りごとに寄り添いつつ、スクールソーシャルワーカーがコーディネーターとなって、学校、家庭、関係機関と連携し、児童生徒のみならず、家族を含めた支援を行っております。

また、県の「ヤングケアラーハンドブック」「ヤングケアラー支援スタートブック」を学校に配付し、教職員の啓発や、児童生徒自身の理解を深める取組を行っております。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】高齢者福祉課

保険者機能強化推進交付金は、様々な取組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、その達成状況に応じて交付金が交付される制度であり、各自治体の自立支援・重度化防止等に関する取組みに対して交付されます。このことから、本市としましては、支援が必要な方に必要なサービスを提供し、元気な方には今後も元気でいられるよう、介護予防等の取組みが推進できる必要な制度と認識しております。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】高齢者福祉課

介護保険制度における負担割合は、国・県・市・保険料等が法令によりそれぞれ定められており、大幅な引き上げ等の変更は困難と考えます。なお、国庫負担割合については、「高齢者全体に占める後期高齢者の割合」や「高齢者の所得状況の格差」によって生じる市町村ごとの介護保険財政の格差を補うため、一部を調整交付金として調整し、交付する仕組みとなっております。

全国市長会では、介護保険制度に関し、調整交付金は別枠化とするよう国に要請している状況ですので、本市においては、状況を注視したいと考えております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】障がい福祉課

富士見市障がい者支援計画については、障がいのある方へのアンケート調査、事業所等関係者のヒアリング調査、庁内事業推進進捗状況調査などを行い、各種施策の実績値を鑑みながら、富士見市障害者施策推進協議会及び庁内委員会での協議・確認等を経て策定しております。

次期計画においても、これまでと同様に、地域の状況に応じた計画を策定してまいります。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】障がい福祉課

地域生活支援拠点では、既存の社会資源を活かし、分担して機能を担う「面的整備型」により、地域生活支援拠点等の整備をしました。障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりについて、富士見市基幹相談支援センターをコーディネート役として実施しております。

今後についても、現在の事業の継続を予定しております。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】障がい福祉課

面的整備型により、既存の社会資源を活かして事業実施をしているため、現在、施設整備についての予算化を行う予定はありません。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】障がい福祉課

本市では、ここ数年、毎年のようにグループホームが建設されている中、富士見市障がい者支援計画に基づき、障がい者数やサービス利用見込みなどを把握し、適切に事業を推進しております。近隣市にも多く開設され、空室のあるグループホームや事業所から、利用者の紹介を求められている状況があることから、現在のところ、市が主になり、暮らしの場を設置することは考えておりません。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】障がい福祉課

親なきあとの支援として、富士見市地域生活支援拠点事業を実施しております。今後も、障がい者基幹相談支援センターなど、関係機関と連携し、これまでと同様に、緊急時の受け入れや対応等の支援を実施してまいります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】障がい福祉課

障害者福祉施策推進協議会などの障がい者支援事業所との協議において、現状の把握に努めてまいります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】障がい福祉課

身体障害者手帳等の所持者の高齢化が急速に進行する中、対象者及び助成額が大幅に増加していることから、本制度を維持していくために、県に準じて実施をするものです。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】障がい福祉課

限られた予算の中で本制度を維持していくために、埼玉県補助要綱に合わせ実施しており、現時点では、制度を拡充することは難しいものと考えております。埼玉県では、令和4年度から、重度心身障害者医療費助成制度に関する検討会が設置され、「重度心身障害者医療費助成制度の対象者に関すること」及び「重度心身障害者医療費助成制度の安定的な事業継続の検討に必要な推計等に関すること」について、検討がなされておりますので、検討内容を注視してまいります。

(3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】障がい福祉課

これまで同様に、当事者からの相談があった際は、支援を行います。医療機関については、機会をみて、県へ要望します。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】障がい福祉課

実施しております。

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】障がい福祉課

埼玉県の補助金額が増えることはなく、限られた予算の中で制度を維持していくため、利用時間の拡大は困難と考えます。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】障がい福祉課

埼玉県の基準では、成人障害者への利用料軽減策が設定されていないことから、独自での軽減策は困難と考えております。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】障がい福祉課

福祉タクシー利用助成事業については、県内全域のタクシー事業者で利用ができるよう、埼玉県が事務局となり、県内各自治体における取り扱いを概ね統一したうえで、初乗り運賃相当額を助成対象とし、1回の乗車につき1枚利用とする方式を採用しております。そのため、本市のみ100円券（補助券）を発行することは、混乱を招く恐れがあり、困難と考えます。

なお、本市としては、初乗り料金の改定を受け、令和2年度から配布枚数を増やしております。また、今年度より、1回につき2枚までの利用が可能となるよう、制度が変わっております。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】障がい福祉課

身体障害者手帳および療育手帳並びに精神保健福祉手帳の所持者の方が、対象です。また、介護者付き添いや介護者運転についても、支給対象としています。

なお、現時点で、所得制限と年齢制限を導入する予定はありません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】障がい福祉課

地域間格差の是正について、埼玉県福祉タクシー運営協議会等で協議しており、補助金については、機会を捉えて県に要望してまいります。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】福祉政策課

避難行動要支援者名簿登録の対象者については、富士見市地域防災計画で定められておりますので、今後の研究課題としてまいります。

また、個別計画を作成する際は、町会長、民生委員等が登録者宅を訪問し、避難経路などを確認の上、計画を作成しております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】危機管理課

直接福祉避難所に避難すると、施設の受け入れ体制等によっては受け入れができない場合が生じてしまいます。このようなことから、災害時の避難については、まずは最寄りの指定避難所に避難していただき、通常の避難所では生活が難しい方がいた場合に、災害対策本部が福祉避難所施設と連携し、収容可能人数等を確認したうえで福祉避難所を開設します。

避難所において福祉的措置が必要な方については、通われている福祉施設やケアマネージャ

一、ご家族等と相談いただき、ご自身でも避難計画を検討していただきたいと考えております。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】危機管理課

市の災害用備蓄については、想定避難者数分と想定帰宅困難者数分を備蓄しており、市民の皆様に対しても、3日分程度の備蓄（自助）をお願いしているところです。

自宅や車中等で避難する方については、ご自身での備蓄食料や自主防災組織での備蓄等での対応をお願いしてまいりたいと考えております。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】福祉政策課

災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿の作成を行っておりますので、名簿の取り扱いについても、同法の規定に基づき、行ってまいります。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】危機管理課、健康増進センター

災害発生時における保健医療体制の充実と強化については、朝霞保健所管内の市町の危機管理部門と保健部門の代表と県、保健所、消防などからなる保健医療圏地域災害保健医療調整会議があり、平時には情報・意見交換を行い、災害発生時には、1週間以内に対策会議を設けることを想定しております。

保健所は、地域保健法により、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として情報を集約し、対策を講じております。保健所は、その機能を十分担っていると考えますので、県や国へ働きかける予定はありません。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】障がい福祉課

一昨年、埼玉県障害者支援課で配布事業が実施され、事業所への配布を市町村が実施しました。その後、マスクなどが不足しているという状況は伺っておりませんので、現在のところ、市単独で実施する予定はありません。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症による入院の有無については、医師の判断によるため、市で周知することは難しいと考えます。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】健康増進センター

障がい者の入所施設につきましては、医療機関による施設内での巡回接種をしております。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】障がい福祉課

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内障害福祉サービス事業所等に対し、運営の安定化を図ることを目的に、令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、県単価に準じて2回目の物価高騰対策支援を行うことが決定しております。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】職員課

本市職員の採用にあたりましては、障がい者枠として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の方向けの試験を実施しているところです。手帳を所持されていない方については、受験資格に合致する職種に応募いただいております。手帳のない難病患者の方を積極的に採用していくことにつきましては、今後、埼玉県や近隣自治体の事例等を研究してまいります。

現在、厚生労働省で指定されている指定難病を患っている職員は、入職後に発症した者も含めて複数名いると認識しておりますが、詳細は差し控えさせていただきます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】 保育課

本市における令和5年4月1日現在の入所保留通知を発送している児童数は、163人です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 保育課

本市の認可保育施設における令和5年4月1日現在の年齢別の受け入れ児童総数は次のとおりです。

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
148人	388人	451人	424人	418人	421人	2,250人

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 保育課

待機児童対策については、これまで、認可保育所や小規模保育施設の新設をはじめ、認定こども園に移行する幼稚園による低年齢児保育所の開設、認可保育所の増改築等の施設整備を行っております。今後につきましても、認可保育所を含めた保育施設整備を検討してまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 保育課

保育施設における障害児の受け入れについては、障害児保育を実施する保育施設において、集団保育が適切に実施できる範囲で実施しております。今後も、各保育施設に対し、障害児保育の実施への協力を求めていきます。

なお、障害児保育に関する県補助金に市独自で上乗せを行い、障害児1人当たり月額6万円

の補助を行っております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 保育課

現時点では、そのような計画がありません。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】 保育課

新型コロナウイルス感染症防止については、密を避けるとともに、手洗い・換気等の感染症予防対策を実施しております。

また、市では、質の高い保育を提供するため、子どもの人数に対する保育士等の人数について、国の基準を上回る配置をしております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】 保育課

保育士の処遇改善については、国でも実施しておりますが、市としても、独自で民間保育園に対し、保育士職等給与調整事業補助金（正規職員18,000円/月、臨時職員9,000円/月）や、職員処遇改善事業補助金（35,000円/年）といった補助を継続実施することで、保育士の処遇改善に取り組んでおります。

また、市では、質の高い保育を提供するため、子どもの人数に対する保育士等の人数について、国の基準を上回る配置をしております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

- (1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】 保育課

本市においては、保育料の階層を国よりも多くし、また、保育料を国基準よりも低く設定す

ることで、保護者負担の軽減を図っております。

また、平成27年度より、県と共同で第3子以降の0、1、2歳児を対象とした多子世帯保育料の軽減も、実施しております。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】 保育課

副食費については、国の制度により、年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子以降については免除されております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 保育課

認可外保育施設に対しては、毎年児童福祉法に基づく立ち入り調査を実施し、また、その際には、研修受講についても、指導を行っております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 保育課

保育を必要とする方が公平・公正に保育を受けられるよう、引き続き、施設の適正な管理に努めてまいります。

育児休業取得に係る上の子の取り扱いについては、引き続き、条件付きで在籍を認めており、取扱いを変更する予定はありません。

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 保育課

富士見市の放課後児童クラブの利用定員は各クラブともに40人以下に設定し、必要な職員数を配置して運営しており、令和5年度におきましては、入室児童数の増加に対応するため、1クラブ増設し、また、2支援単位の増設を予定しております。

また、入室児童数が多く、既存施設だけでは手狭になる場合には、体育館や特別教室などを借用し、児童の生活スペースを確保するとともに、移動に必要な職員を増員配置することで、児童の安全を図っております。

今後の施設整備については、小学校在籍児童数の将来推計や保護者の就労状況のほか、実際の登室状況等を踏まえ、検討してまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】保育課

放課後児童支援員及び補助員の処遇については、国・県の交付金を活用し、平成26年度から、補助事業を実施しており、令和元年度から、常勤職員については、前年度比3,000円増の月額25,000円、臨時職員については、同1,000円増の月額6,000円の上乗せを実施しております。

また、令和4年2月から、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を活用し、常勤職員1人当たり月額9,000円の新たな処遇改善による上乗せを実施しております。

職員数については、「支援の単位」ごとに国の基準を上回る数の職員を配置し、子どもたちの安全・安心な生活を確保しております。また、指定管理者の提案に基づき、市内の放課後児童クラブに南北2ブロック体制を敷き、それぞれにブロック副管理者を置くことで、効率的な管理運営を行っております。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】保育課

県単独事業のため、市として関与できませんが、今後も、運営に必要な経費は国・県の補助金を活用し、指定管理料に反映させてまいりたいと考えております。

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

- (1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】子育て支援課

県内全域での医療費助成の現物給付化にあたり、就学前だけでなく、本市における助成対象となる中学3年生までの全てのお子さんについて、現物給付化をしました。

- (2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】子育て支援課

本市では、平成22年から入院・通院ともに中学3年生までの医療費の無料化を実施してまいりました。さらに、受診しやすい環境を整えるため、原則窓口負担なく受診できる現物給付方式を平成24年から富士見市・ふじみ野市・三芳町の医療機関で実施しており、昨年10月診療分からは埼玉県内全域に拡大し、引き続き、子どもの健康増進と保護者の経済的負担の軽減を図っております。現時点では、中学校卒業後について、無料化を拡大する予定はありません。

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充（年齢の引き上げの法制化）を要請してください。

【回答】子育て支援課

国の施策として、ほとんどの自治体で実施している子どもの医療費の無料化について、全国一律の制度を構築するよう、国に対して要望しております。

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】子育て支援課

事業実施に係る県からの補助対象年齢は、就学前までとなっており、市の財政負担が大きくなっていることから、県に対し、補助の引き上げを要望しております。

(5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】子育て支援課

今後の動きを注視してまいります。

10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】子育て支援課

現在、未就学児の加入者の均等割額については、その5割を減額しているところです。

当該制度に加え、子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援を導入する考えはありません。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】学校給食センター

学校給食センターでは、積極的に地元農産物を活用できるよう献立の作成に取り組んでおります。今後においても、地元農産物を活用し地産地消を推進していくとともに、安全・安心で安定的な学校給食の提供に努めてまいります。

学校給食費の無償化については、考えておりません。学校給食費については、学校給食法に基づき、食材費を児童生徒の保護者にご負担いただくこととしております。

なお、本年5月分から7月分までの3か月分の学校給食費については、コロナ禍における保護者の負担軽減策として、国の交付金を活用し、市が学校給食費を負担しております。

また、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対しては、就学援助制度や生活保護制度による支援を継続してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】福祉政策課

「しおり」については、福祉政策課窓口においてどなたでも手に取れるようにし、必要な方には生活保護制度について誤解のないよう丁寧な説明を行っております。また、市ホームページで厚労省ホームページとリンクしているほか、市民便利帳においても周知を図っております。

今後も、内容を随時精査し、より分かりやすい内容となるよう努めてまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知(R5年)にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】福祉政策課

国の示す「扶養義務履行が期待できない者」の例を参考に、個々の複雑な事情を聴取勘案し、慎重に法定受託事務として求められる必要な調査を適正に行っております。なお、国の通知に沿って、令和4年4月より、しおりも改訂しております。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】福祉政策課

本市におきましては、現状、ケースワーク業務の外部委託や警察官OBの雇用について、考えておりません。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】福祉政策課

保護変更決定通知書の内容が複雑な場合や本人から要望を受けた場合等は、適宜丁寧に説明をしております。今後も、可能な限り本人に寄り添った対応を継続し、通知書の文言も工夫してまいります。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】福祉政策課

今年度開始時点でケースワーカーは、全員有資格者であり、かつ、その人数は、国の示す標準レベルに従っております。また、内外部の研修機会についても、業務に支障をきたさない範囲で、今後も、十分に確保してまいります。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】福祉政策課

可能な限り本人の希望に沿った支援をしております。また、支援にあたっては、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、他人とのコミュニケーション等）が自力又は社会資源の活用で可能かどうかについて、総合的な判断をしながら個別に寄り添った支援をしております。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】福祉政策課

国に対する夏季加算の要望は継続して行っております。また、「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金」が保護世帯には給付され、収入認定除外の取扱いをしております。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】福祉政策課

生活困窮者自立支援事業については、平成 27 年度から相談支援事業及び学習支援事業を実施しており、両事業とも、利用者数は順調に推移しております。特に、相談支援事業については、

生活に困窮された方の相談窓口として機能し、必要な方を生活保護申請につなげる役割も果たしております。

補足率については、数値的な把握は困難ですが、必要な方が生活保護申請につながるよう、他機関他部署と連携をとり、引き続き、制度の適正な運用に努めてまいります。